相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市三区町五四〇番地八八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

横浜市中区本町三丁目二四番一号本町中央ビル七三号室　相続財産管理人　弁護士　吉村　信彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市柳町一丁目六番、最後の住所福井県越前市元町一番二号　被相続人　亡　佐々木豊次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

石川県金沢市橋場町六番一七号　相続財産管理人　弁護士　中村　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市三郷温四八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　樋口けさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

長野県安曇野市堀金烏川五一三一二番地七　相続財産管理人　唐澤　鎮江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市戸隠豊岡七〇六番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　和田　眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

長野市妻科四二六番地　長野県建築士会館七階　高橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　高橋　聖明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市松岡八三六番地一一、最後の住所静岡県富士市松岡八三六番地の一一　被相続人　亡　田杉　阪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号　相続財産管理人　弁護士　石野　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市吉田一丁目四番、最後の住所大阪府東大阪市高井田西一丁目四番三七号福寿マンション四〇五号　被相続人　亡　上尾　義春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

大阪市北区西天満二丁目九番一四号北ビル三号館四〇一　相続財産管理人　弁護士　伊藤　孝江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県海部郡海陽町鞆浦字南町七六番地最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三浦　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

事務所徳島県徳島市東出来島町三五番地　相続財産管理人　片山　朝生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡土庄町甲五四二八番地、最後の住所香川県小豆郡土庄町甲五四二八番地二　被相続人　亡　三枝　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

香川県高松市浜ノ町六九番一〇―三〇一号　相続財産管理人　平井　功祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県うるま市字兼箇段六九七番地、最後の住所沖縄県うるま市字兼箇段一四二八番地　被相続人　亡　和宇慶ソル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

沖縄県沖縄市山里三丁目九番一九号　相続財産管理人　仲眞みちよ

無縁墳墓等改葬公告

墓地移転のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年十月三十一日

一、墳墓等所在地　神奈川県相模原市緑区下九沢一四一四番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　神奈川県相模原市緑区下九沢一四一一番地　今井　市良

任意清算公告

当社は、平成二十四年十月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十月三十一日

川崎市中原区小杉陣屋町二丁目三番五号　合資会社小杉製作所　代表社員　前田　和男

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年10月31日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(2)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１　廃止した従たる事務所　宮城県仙台市泉区南光台７―10―990　宮城県石巻市東中里３―34―１　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

①ひすい農業協同組合　②新潟県知事(1)1419　③磯谷祐一　④新潟県糸魚川市大町１丁目３番４号　⑤1000万円　⑥新潟県知事　⑦新潟県糸魚川市大町１丁目３番４号　ひすい農業協同組合　磯谷祐一

①帝人クリエイティブスタッフ株式会社　②国土交通大臣(1)7722号　③代表取締役社長　武居靖道　④大阪市中央区南本町一丁目６番７号　⑤1500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪市中央区南本町一丁目６番７号　帝人株式会社　代表取締役　大八木成男